

中小企業の事業主の皆様へ

従業員の奨学金返済を支援して人材の確保・定着につなげませんか？

奨学金返済支援制度 導入企業募集案内



奨学金返済支援制度とは？

企業等が奨学金を返済している従業員に対し、手当等を支給することで奨学金返済を支援する社内制度のことです。京都府と京都府中小企業団体中央会は、この制度を導入する中小企業等をサポートする事業を実施しています。

京都府内の中小企業などの**264社**が導入しています！（令和6年4月1日現在）

導入するメリットは？

- ✓ **人材確保・定着**
長期雇用が見込める若手人材の確保と離職率の低減につながります。
- ✓ **企業イメージの向上**
従業員を大切にしている企業という印象につながり、企業の魅力がアップします。
- ✓ **従業員のモチベーション向上**
帰属意識を高めるとともに自己啓発の動機づけの効果が期待できます。
- ✓ **法人税の課税負担軽減**
給与として損金算入できるほか、賃上げ促進税制の対象になり得ます。

奨学金を借りている学生の採用に繋がった！

制度があったことが就職の決め手の1つになりました！

導入企業の声

従業員の声

若手採用に向けた企業PRとして制度を活用しています。

奨学金の返済で悩むことなく日常業務に専念できています。

京都府のサポートメニュー

1 補助金で支援額の一部を助成

補助率
1/2

補助金額
最大9万円
／年・人

補助期間
最長6年間

※詳しくは裏面をご覧ください。

2 制度導入企業をPRします！

京都府HP、公式SNS、チラシ等で学生・求職者に導入企業として紹介します。

奨学金返済 導入企業 京都府



大学生の2人に1人が奨学金を利用しているとのデータがあります！



3 制度導入に向けたサポート

奨学金返済支援制度の検討や社内規程整備に向けた出張相談を実施しています。

4 京都府制度融資による金利優遇

5 合同説明会への優先出展

奨学金返済支援制度の導入までの4STEP!

STEP ①

社内規程の整備

ホームページに規程例を掲載しています



STEP ②

社内規程を京都府へ送付（事前確認）

STEP ③

社内規程を所轄労働基準監督署へ提出

STEP ④

奨学金返済支援制度導入企業届出書を作成し、京都府へ送付

まずはお気軽に裏面『お問い合わせ先』までお問い合わせください！

就労・奨学金返済一体型支援事業 補助金のご案内

補助対象となる中小企業等

京都府内に事業所があり、従業員への奨学金返済支援制度を設けている中小企業等

中小企業等経営強化法に定める中小企業者、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、社団法人（一般・公益）、財団法人（一般・公益）、きょうと福祉人材育成認証制度による認証又は「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証を受けている者のうち会社以外の者等

支援対象者

上記企業等に勤め、次の要件を全て満たす者

(年齢制限なし)

- ① 正社員であること
- ② 当該企業において正社員となってから6年以内であること（中途採用含む）
- ③ 受給した奨学金を本人が返済中であること
- ④ 府内事業所に勤務していること

支援対象期間

正社員1人につき

最大6年間

※正社員となった日以降に返済猶予期間がある場合は、初回返済日以降に迎える初回給与支給日の属する月から起算

補助額

以下のいずれか低い額となります。

- 企業が従業員に対し支給する手当等の額の1/2以内
- 年間奨学金返済額の1万円を超える部分の1/2以内

正社員となってから1年目～3年目	上限9万円/人・年
正社員となってから4年目～6年目	上限6万円/人・年

(例)従業員の年間返済額20万円、企業の年間手当額18万円の場合

従業員の負担額	企業の負担額	京都府補助額
2万円	9万円	9万円

申請受付期間

令和6年4月1日(月)～令和7年2月28日(金)

申請方法

詳細は、京都府中小企業団体中央会ホームページをご覧ください。

<https://www.chuokai-kyoto.or.jp/guide/josei/>



事業の流れ

奨学金
貸与機関

従業員

企業

京都府
中小企業
団体中央会

①
貸与
(奨学金)

②
返済

③
奨学金
返済支援
手当

④
補助金
申請

⑤
補助金
交付

※日本学生支援機構
大学・地方公共団体 等

※京都府からの
補助を受け実施

お問い合わせ先

奨学金返済支援制度の導入に関するお問い合わせ

京都府商工労働観光部労働政策室

TEL:075-682-8925

Email: rodoseisaku@pref.kyoto.lg.jp

補助金に関するお問い合わせ

京都府中小企業団体中央会

TEL:075-708-3701 FAX:075-708-3725

就労・奨学金返済一体型支援事業のご案内

～従業員の奨学金返済支援を行う中小企業を応援します～

1 事業概要

京都府内の中小企業等の人材確保と若手従業員の定着及び経済的負担軽減を図るため、従業員への奨学金返済負担軽減支援制度を設ける中小企業等に対し、当該企業等が従業員に対して支給した手当等の額の一部を補助します。

2 補助対象者（企業）の要件

（1）補助対象となる中小企業等

京都府内に事業所を有し、以下のいずれかに該当する者（みなし大企業に該当しない者及び国または地方公共団体から出資を受けていない者に限る。）であり、3－1の支援対象者への奨学金返済負担軽減支援制度を有している者。

ア 中小企業者（中小企業等経営強化法第2条第1項に規定）及びその他の法人であって以下の表に掲げる者

業種・組織形態	①資本金の額又は出資の総額	②従業員数
① 製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業(ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5千万円以下	100人以下
④ 小売業	5千万円以下	50人以下
⑤ ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業者を除く)	3億円以下	900人以下
⑥ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦ 旅館業	5千万円以下	200人以下
⑧ その他の業種（上記以外）	3億円以下	300人以下
⑨ 組合、連合会	中小企業等経営強化法第2条第1項第6号～第8号に規定される組合及び連合会	
⑩ 医療法人、学校法人、社会福祉法人	－	100人以下
⑪ 社団法人（一般・公益）	直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であり、かつ、①～⑧の区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者	
⑫ 財団法人（一般・公益）	上記①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者	
⑬ 特定非営利活動法人	上記①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者	

イ きょうと福祉人材育成認証制度による認証を受けている者のうち会社以外の者

ウ 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度による認証を受けている者のうち会社以外の者

エ ア、イ及びウに掲げる者のほか、知事と協議の上、特に中央会が認める者

（2）補助対象とならない場合

ア 国又は地方公共団体が出資している企業である場合

イ 「みなし大企業」である場合（就労・奨学金返済一体型支援事業実施要領第2条第3号に定義）

ウ 法令違反、反社会的、税の滞納があるなど補助金を交付することが適切でない場合等、以下の項目に1つでも該当する場合は補助対象となりません。

① 交付申請日において、労働関係法令違反がある。

② 京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第4号に掲げる暴力団員等

③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業（まあじゃん屋、ゲームセンター及び料理旅館等飲食を伴うもので明らかに食事の提供が主目的の者は除く。）、性風俗特殊営業、その他風俗上好ましくない者。

3 補助事業の内容

補助対象者が、就業規則、賃金規程など手当等の内容を明確に定めた文書に基づき、支援対象者に対し、奨学金返済を支援するために行う手当等の支給が補助対象となる事業です。なお、京都府が補助するのは、奨学金返済に係る手当等を支給する制度に限られており、当該企業から従業員への貸付金は本事業の対象となりません。

※補助対象者が支援対象者に代わって奨学金貸与機関に送金する場合も対象となります。

3-1 支援対象者

(1) 2の補助対象者に勤務する従業員で、以下の要件を全て満たす者

ア 正社員であること。

イ 申請年度の4月1日時点で、当該企業において正社員となってから6年以内であること(中途採用含む)。

※詳細は、実施要領でご確認ください

ウ 申請日において、貸与等された奨学金を本人が返済中であること。

エ 申請日において、府内の事業所に勤務していること。

正社員とは・・・

次の全てに該当する者をいいます。

ア 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。

イ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇級や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。

貸与等された奨学金を本人が返済中であるとは・・・

本人が、現に奨学金を返済している又は当該年度より返済開始予定であることとします。なお、京都府等が特定の分野における人材確保を目的に設けている実施要領別記に掲げる奨学金を返済する者については、対象外とします。

当該企業において正社員となってから6年以内であるとは・・・

正社員となった日以降に迎える初回給与支給日の属する月を1箇月目とし、72箇月目以内の者を指します。

ただし、正社員となった日以降に返済猶予期間が経過していない場合、初回返済日以降に迎える初回給与支給日の属する月を1箇月目とし、72箇月目以内の者とします。

また、当該申請年度の途中に、正社員となってから満6年となる者については、満6年となる月の分までの支給額を補助対象とします。

(2) その他

ア 事業主と同居している親族は本事業の対象となりません。ただし、①事業主の指揮命令に従っていることが明らかである、②勤務時間や賃金の支払いなどが他の従業員と同様である場合は対象となります。

イ 法人の取締役（理事）は本事業の対象となりません。ただし、①事業主の指揮命令に従っていることが明らかである、②勤務時間や賃金の支払いなどが他の従業員と同様である場合は対象となります。

3-2 支援対象期間

支援対象者である従業員につき最大6年間

年度途中退職者の取扱い

補助金交付決定後、年度途中で退職した者については、企業に在籍していた月の手当支給日までを支援対象期間とします。

転職者の取扱い

転職前の企業で本制度による支援を受けた者については、その支援対象期間を通算します。

返済猶予期間中の取扱い

正社員となった日の属する月に返済猶予期間がある場合は、初回返済日以降に迎える初回給与支給日の属する月を1月目とし、6箇年（72箇月）間を支援対象期間とします。

4 補助対象期間

令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）

5 補助額

① 補助金限度額は、以下のabcのいずれか低い額です。（1円未満 切り捨て）

a: (申請年度の返済予定額（4月～3月）－1万円) ÷ 2

b: 各補助対象者が申請年度における手当等として支給する額 ÷ 2

c: 正社員となった日以降に迎える初回給与支給日の属する月の1箇月目から36箇月目まで 年額9万円(月額7,500円)

正社員となった日以降に迎える初回給与支給日の属する月の37箇月目から72箇月目まで 年額6万円(月額5,000円)

※ただし、支援対象者が正社員となった日の属する月に返済猶予期間が経過していない場合は、初回返済日以降に迎える初回給与支給日の属する月を1箇月目として算出します。

② 補助金額の積算上、千円未満の端数が生じる場合は、千円未満を切り捨てた額とします。

6 申請手続

（1）問い合わせ、申請書類提出先

京都府中小企業団体中央会

〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター3階

TEL 075-708-3701(代) / FAX 075-708-3725

※まずは、御相談ください。

（2）申請書類

① 補助金交付申請書（様式第1号）

② 支援対象者の雇用契約書又は労働条件通知書の写し

③ 支援対象者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

④ 支援対象者勤務地一覧又は組織図など支援対象者の勤務地が分かる書類

⑤ 支援対象者の年間返済額及び返済計画、支援対象者自身が返済していることを確認できる書類の写し
（独立行政法人日本学生支援機構の奨学金返還の口座振替加入通知等）

⑥ 就業規則及び賃金規程、奨学金返済支援制度規程など手当等の支給根拠が分かる書類

⑦ 補助対象者が支援対象者に変わって奨学金貸与期間に送金する場合は、そのことが確認できる書類

（3）申請書類の提出

【申請受付】 令和6年4月1日（月）～令和7年2月28日（金）

① 郵送（書留又は特定記録郵便に限ります。発送前に連絡をお願いします。）

② 持参（受付時間：月曜～金曜(祝日、年末年始を除く) 9～12時、13～17時）

③ メール

（4）変更承認申請の提出

年度途中に支援対象者を増やす場合又は支給する手当の額を増やす場合等は、速やかに変更承認申請書（様式第3号）に必要書類を添えて、変更承認申請を行ってください。

7 交付決定

原則として提出された書類により審査を行い、予算の限度額に達するまで、交付決定を行います。

8 遂行状況報告、実績報告、請求

交付決定を受けた全ての支援対象者への支給額について、当該年度の2月末までに、遂行状況報告書（様式第5号）に支給額がわかる書類(手当等を支払った全ての月の「賃金台帳」「給与明細書」の写し等)を添付して提出してください。

2月末までの支給状況及び3月分の支給予定額を確認後、補助対象者からの請求に基づき補助金を交付します。

また、3月分の支給額が確定した後、概ね2週間以内又は3月31日(中央会の休日の場合は、直前の中央会の休日でない日)のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第6号）に支給額がわかる書類（手当等を支払った月の「賃金台帳」「給与明細書」の写し等）を添付して提出してください。

9 不正受給の取扱い

故意に事実と反する申請を行う等により補助金の不正受給を行った場合は、不交付とするか又は交付を取り消し、既に交付した補助金については、補助対象者（企業）が返還の義務を負います。

「就労・奨学金返済一体型支援事業実施要領」も、ご確認ください。

補助金に関する問い合わせ・申請先

京都府中小企業団体中央会

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター3階

TEL：075-708-3701(代)／FAX：075-708-3725

奨学金返済負担軽減支援制度の導入に関する問い合わせ

京都府労働政策室

京都府京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ東館2階 京都企業人材確保センター内

TEL：075-682-8925